するときに、当該助言を受けることを内容とする契約の相手方の商号又は名称、住所、その代表者の氏名、当該契約の内容及び不動産投資顧問業者の登録を受けている旨を記載する欄があるもの）

十六　前項第八号に掲げる事項については、次に掲げるものであること。

イ　不動産特定共同事業契約に係る財産のうち不動産特定共同事業の業務に係る金銭以外の金銭の運用方法について明確かつ公正な定めがあるもの

（削る）

（削る）

（削る）

（削る）

（削る）

（削る）

（削る）

十六　前項第八号に掲げる事項については、次に掲げるものであること。

イ　次に掲げる方法によるほか、不動産特定共同事業契約に係る財産のうち不動産特定共同事業の業務に係る金銭以外の金銭を運用しない旨の定めがあるもの

(1)　第十四号イ又はロに掲げる方法（国債の取得にあっては、金融商品取引法第二条第十六項に規定する金融商品取引所（以下「金融商品取引所」という。）が、定款の定めるところにより、国債について、債券先物取引のため、利率、償還の期限その他の条件を標準化して設定した標準物の取得を含む。）

(2)　当該不動産特定共同事業契約以外の不動産特定共同事業契約に係る出資

(3)　不動産を信託する信託の受益権（外国において外国の法令に基づいて設定された信託に係るものを含む。）の取得

(4)　特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令（平成五年大蔵省令第二十二号）第一条第二号の二イに規定する内国投資信託受益証券（投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第百九十八号）第四条第一項又は第四十九条第一項に規定する投資信託約款においてその信託財産の総額のうちに占める不動産等（投資信託及び投資法人に関する法律施行令（平成十二年政令第四百八十号）第三条第三号に掲げる不動産、同条第四号に掲げる不動産の賃借権、同条第五号に掲げる地上権、同条第八号に掲げる出資の持分のうちその出資された財産を同条第三号から第五号までに掲げる資産のみに運用することを定めた同条第八号に規定する契約に係るもの及び信託の受益権のうち不動産、地上権又は土地の賃借権のみを信託する信託に係るものをいう。以下(4)において同じ。）の価額の割合が百分の七十五以上に定められているものに係るものに限る。）又は特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令第一条第二号の二ロに規定する内国投資証券（投資信託及び投資法人に関する法律第六十七条第一項に規定する規約においてその資産の総額のうちに占める不動産等の価額の割合が百分の七十五以上に定められているものに係るものに限る。）の取得

(5)　特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令第一条第三号に規定する資産流動化証券のうち特定資産（資産の流動化に関する法律（平成十年法律第百五号）第二条第一項に規定する特定資産をいう。(6)において同じ。）又は譲渡資産（同令第八条第二号イに規定する譲渡資産をいう。）が不動産又は不動産を信託する信託の受益権であるものの取得

(6)　特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令第一条第三号の四に規定する資産信託流動化受益証券のうち特定資産が不動産であるものの取得

(7)　外国において発行される証券又は証書で(4)から(6)までに掲げるものの性質を有するもの（(12)に掲げるものを除く。）の取得

(8)　抵当証券法（昭和六年法律第十五号）第一条第一項に規定する抵当証券の取得

(9)　特別の法律により設立された法人の発行する債券（第十四号イに規定する債券に該当するものを除く。）の取得